

參議院厚生労働委員会會議録第二十三号

平成十四年七月三十一日(水曜日)

午後一時二十分開会

委員の異動
七月二十九日

齊藤 滋宣君
田浦 直君
吉川君
秀樹君

出席者は左のとおり。

理事

委員

狩野
安君

佐藤泰三君
斎藤十郎君
伊達忠一君

中原 鶴保庸介君 爽君

藤井 基之君
宮崎 秀樹君

今泉
井澄君

山本 孝史君
草川 昭三君

井上 美代君
小池 晃君

錄第二十二號

<p>衆議院議員 大脇 雅子君</p> <p>事務局側</p> <p>國務大臣 厚生労働大臣 坂口 力君</p> <p>常任委員会専門員 川邊 新君</p> <p>本日の会議に付した案件</p> <p>○理事補欠選任の件</p> <p>○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(衆議院提出)</p> <p>○食品衛生法の一部を改正する法律案(衆議院提出)</p> <p>○乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第四号外七七件)</p> <p>○医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願(第六号外九件)</p> <p>○医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第八号外二六件)</p> <p>○介護保険の緊急改善に関する請願(第一一号外四五件)</p> <p>○将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願(第一〇号外九六件)</p> <p>○児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第二九号外一五三件)</p> <p>○食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第三九号)</p> <p>○介護保険、医療保険及び年金制度の緊急な改善に関する請願(第一〇一号外四五件)</p> <p>○介護保険及び国民健康保険の改善並びに医療保険の改悪反対に関する請願(第一七六号外一九件)</p> <p>○開業助産婦の存続等に関する請願(第一九六号)</p> <p>○総合的難病対策の早期確立に関する請願(第七</p>	<p>障の拡充に関する請願(第二三三号外八件)</p> <p>○雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第二三九号外二一件)</p> <p>○安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願(第二七九号外二三件)</p> <p>○最低保障年金制度の創設等に関する請願(第二一九号外二六件)</p> <p>○医療費に対する患者負担の引上げの中止等に関する請願(第三七〇号外四四件)</p> <p>○医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法による救済対象者の拡大に関する請願(第四二八号)</p> <p>○無認可保育所に対する施策の充実に関する請願(第四八六号外四件)</p> <p>○ペーキンソン病患者の療養生活の質の向上等に関する請願(第五一〇号外二二件)</p> <p>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第五八一号外一二四件)</p> <p>○医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願(第五九九号外一四九件)</p> <p>○児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願(第六二三三号外七一件)</p> <p>○保育・学童保育予算の大額増額等に関する請願(第六二三五号外五八件)</p> <p>○将来の安心及び生活の安定を目的とした社会保障の拡充に関する請願(第六五九号外二一件)</p> <p>○介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願(第六六九一号)</p> <p>○国立病院及び医療養所における院内保育所の存続等に関する請願(第七四八号外四六件)</p>
---	---

- 国立病院及び国立療養所の充実強化に関する請願(第八〇七号外六四件)
- パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願(第八五〇号外三〇件)
- 安全で行き届いた看護の実現、医療事故対策のための第三者機関設置等に関する請願(第九四〇号外四〇件)
- 看護制度の一本化等に関する請願(第九八二号外一六件)
- 国庫負担率の引上げによる医療保険制度の拡充に関する請願(第一〇四四号外一〇件)
- 医療費に対する国民負担の引上げ中止及び介護保険の緊急改善に関する請願(第一〇六四号外一件)
- 国民皆保険制度の充実に関する請願(第一〇八号外六件)
- 医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する請願(第一一〇九号外一〇件)
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一四八号外八二件)
- 公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願(第一一八九号外六〇件)
- 精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願(第一一九〇号外三件)
- 医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願(第一三六九号外六三件)
- 障害者の介護保険制度等の利用の際ににおける親・家族からの利用料徴収の撤廃に関する請願(第一四五六四号外三件)
- 年金、医療保険及び介護保険などの諸制度の安定的運営に関する請願(第一四五六号)
- 介護保険の緊急な改善に関する請願(第一五七九号外八件)

- 子育て支援についての緊急対策に関する請願
(第一五九七号外八件)
- 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願(第一六二三号外八件)
- 助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一六八三号外一二件)
- 患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一七〇一号外一五八件)
- 中小企業退職金共済制度に基づく退職金の大幅引下げ反対等に関する請願(第一八三八号外二件)
- 非喫煙者の健康を保護するための法律の制定に関する請願(第一九六一号外六件)
- 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願(第一〇一〇号外一六件)
- 中国帰国者の老後の生活保障に関する請願(第一二七八号外二〇件)
- 将来の安心及び生活の安定を図るために社会保障に関する請願(第二九一号)
- 国立病院及び国立療養所における看護師の増員等に関する請願(第一三七五号外九一件)
- 高齢者医療制度改革における患者負担増反対等に関する請願(第二三七五号)
- 患者負担増反対、医療制度の抜本改革の実現等に関する請願(第二四〇八号)
- 健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願(第二四四七号外二二一件)
- 労災被災者のより積極的な社会参加を実現するための労働者災害補償保険法改正に関する請願(第一五〇九号外五件)
- 労働者災害補償保険法における遺族年金支給申請手続の改善等に関する請願(第二五一一号外二五件)
- 障害者の雇用率引上げ及び職域開発に関する請願(第一五三号外二五件)
- 重度障害者に対するケアハウス設置に関する請
- 介護保険制度における要介護認定基準の再検討等に関する請願(第二五九号外二四件)
- 脊髄損傷者に対する医療制度の改善に関する請願(第一五二二号外一四件)
- 無年金障害者等の救済に関する請願(第一五一三号外二五件)
- 重度障害者の障害基礎年金の増額等に関する請願(第一五三五号外二五件)
- 受診抑制につながる医療制度改革反対に関する請願(第一五七号外二一件)
- 小規模通所授産施設制度における格差是正を始めとする成人期障害者施策の拡充に関する請願(第一五三〇号外二四八件)
- 人工呼吸器を必要とする脊髄損傷者に対する的確な治療システムの確立等に関する請願(第二七二二号外一四件)
- ウイルス肝炎総合対策の充実に関する請願(第一二七六二号外二五件)
- 重度障害者用意志伝達装置の支給対象者の拡大等に関する請願(第一七七〇号外二四件)
- 十五歳未満の子供による臓器提供を可能とするための臓器移植法の改正に関する請願(第一二八三三号)
- 過重な負担増を強いる医療制度改革反対に関する請願(第四四九七号)
- 介護保険制度の抜本的改善、介護職員の処遇の改善等に関する請願(第四六七九号)
- 知多半島の飲料水源を木曽川の上流に戻すことに関する請願(第四七五二号)
- 医療保険制度の抜本改革に関する請願(第三二五四号外二九件)
- 建設労働者の雇用確保等に関する請願(第二四五号外八九件)
- 将来設計を可能とする社会保障理念に基づく医療保険制度改革等に関する請願(第三三四五号外五件)
- 脊髄損傷者に対する医療制度改善に関する請願(第四七五二号)
- 医療制度関連二法案の成立反対に関する請願(第四七六八号)
- 保険による良い歯科医療の実現に関する請願(第四七八六号)
- 食品衛生法の抜本的改正に関する請願(第四七八七号)
- 食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願(第四八〇九号外三件)
- 雇用対策及び失業者対策の抜本的見直しに関する請願(第四八〇九号外九件)
- 継続審査要求に関する件
- 介護保険制度の実施に伴う高齢者施設の建設促進等に関する請願(第三五七五八号外二一件)
- 児童扶養手当の削減反対に関する請願(第三七一号)
- 高齢者の恣意負担の引上げ等医療費に対する国民負担の引上げ中止等に関する請願(第四三一号外五件)
- 国民健康保険組合に対する特別助成の増額等に関する請願(第四三二二号)
- 網膜芽細胞腫の母子手帳への記載の改善、義眼費用の全額助成等に関する請願(第四三六〇号外一件)
- 第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願(第四三七七号外五件)
- 抗がん剤治療の改善に関する請願(第四四一二号)
- 患者本位の医療保険制度改革に関する請願(第四四八八号外二一件)
- 国民皆保険制度の一層の充実に関する請願(第四四八九号)
- 委員長(阿部正俊君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
- 委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認めます。おりまでの、その補欠選任を行いたいと存じます。
- 委員長(阿部正俊君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
- 委員長(阿部正俊君) 御異議ないと存じますが、御異議ございませんか。
- 委員長(阿部正俊君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 委員長(阿部正俊君) 御異議ないと存じます。それでは、理事に田浦直君を指名いたします。
- 委員長(阿部正俊君) 次に、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案及び食品衛生法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。
- 委員長(阿部正俊君) まず、提出者衆議院厚生労働委員長森英介君から順次趣旨説明を聴取いたします。森英介君。
- 衆議院議員(森英介君) ただいま議題となりました二法案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。
- 委員長(阿部正俊君) まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案について申し上げます。
- 委員長(阿部正俊君) 平成十三年九月末の厚生労働省の調査によれば、我が国には約二万四千人のホームレスがあり、このように多数のホームレスが食事の確保もままならないまま長期の路上生活で心身ともに疲弊していく実態は、彼ら自身の福祉の観点から大きな問題であり、看過するとはできません。

また、ホームレスが起居の場所とするのは、都
市公園、河川、道路、駅舎等であります。が、ホー
ムレスがこれらの施設で日常生活を送っているこ
とに起因する地域社会とのあつれきが随所で生じ
ております。公共の用に供する施設の適正な管理
も、早急に対処すべき課題であります。

現下の厳しい雇用失業情勢の下、ホームレスの
数は今後も増加傾向が続くものと思われ、本案
は、ホームレスに関する問題がより深刻化する前
に法的な裏付けの下にホームレスの自立の支援等
に関する施策を総合的に推進しようとするための
もので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、この法律において「ホームレス」と
は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を
故なく起居の場所として、日常生活を営んでいる
者をいうものとすること。

第二に、ホームレスの自立の支援等に関する施
策の目標として、①就業の機会の確保、安定した
居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する
施策並びに生活に関する相談及び指導を実施する
ことによるホームレスの自立、②ホームレスとな
ることを余儀なくされるおそれのある者が多数存
在する地域を中心として行われるこれらの方に對
する生活上の支援によるホームレスとなることの
防止、③緊急に行う援助等によるホームレスに関
する問題の解決を掲げていること。

第三に、ホームレス自身も自立に努め、
また、国及び地方公共団体はホームレスの自立の
支援等に関する施策を策定し、及びこれを実施す
るものとすること。

第四に、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策
定し、都道府県及び市町村は、必要に応じ、基本
方針に即して実施計画を策定しなければならない

ものとすること。

第五に、国は、地方公共団体又は民間団体を支
援するための財政上の措置その他必要な措置を講
ずるように努めなければならないものとすること。

その他、国及び地方公共団体は、施策の実施に
当たっては緊密な連携の確保に努めるとともに、
民間団体の能力の活用を図るものとし、また、國
は、ホームレスの実態に関する全国調査を行わな
けられならないものとすること。

第六に、この法律は、公布の日から施行し、十
年間の限界立法とし、施行後五年を目途としてこ
の法律の規定について検討を加えるものとするこ
とであります。

次に、食品衛生法の一部を改正する法律案につ
いて申し上げます。

本案は、最近における食品衛生法に違反する食
品等の販売や輸入の事例が続発している状況等に
かんがみ、食品衛生上の危害の発生を防止するた
め、食品衛生法違反となるおそれが高い特定の
品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止
することができる新たな制度を創設しようとする
もので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、厚生労働大臣は、特定の国、地域又は
特定の者により製造等がなされた特定の食品又は
添加物について、輸入時における検査結果等から
見て、食品衛生法違反の食品等が相当程度含まれ
るおそれがあると認められる場合は、健康被害が
生ずるおそれの程度等を勘案して、特に必要と認
めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議の上、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、
当該食品等の販売、輸入等を禁止することができ

ることとすること。

第二に、厚生労働大臣は、利害関係者からの申
請等に基づき、食品衛生上の危害の発生のおそれ
がないと認めた場合は、薬事・食品衛生審議会の
意見を聴いて、禁止措置の全部又は一部を解除す
ること。

第三に、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ
についても、同様の措置を講じることとするこ
と。

第四に、厚生労働大臣及び都道府県知事は、食
品衛生法に違反した者の名称等を公表し、食品衛
生上の危害の状況を明らかにするよう努めるもの
とすること。

第五に、新たな禁止規定に違反した者について
の罰則を設けるとともに、食品衛生法の規定に違
反した者に対する罰金の引上げを行うこととする
こと。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月
を経過した日から施行すること等であります。
以上が二法案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただき
ますようお願い申し上げます。

○委員長(阿部正俊君) 以上で両案の趣旨説明の
聽取は終わりました。

これより両案について質疑に入ります。——別
に質疑、討論もないようですから、これより順次
両案の採決に入ります。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別
措置法案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(阿部正俊君) 全会一致と認めます。

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔賛成の方の挙手を願います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたしました。

○委員長(阿部正俊君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして
は、これを委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたしました。

四

○委員長 阿部正俊君 次に、継続審査要求に関する件についてお詫びいたします。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案につきましては、開会中もなお審査を継続することといたしましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよ

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（阿部正俊君） 御異議ないと認め、さよう
う決定いたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとして、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

件についてお詫びいたします。
閉会中の委員派遣につきましては、その取扱い
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんでしょうか。

〔參照〕
學生勞動委員會付託請願中採用一覽表（五五）

○件) 第三八号 食品衛生法の改正及び同法二項

行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
第一三九号、第三四八号、第一六八六号

用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

第五八一號、第九三八號、第一一八七號、第二五二號、第一二二八八號、第一三五九號、第三六〇號、第二三六一號、第一四〇號、第二

三六〇号 第一四〇六号
四〇七号 第一四〇三号
四二五号 第一四五一号
四二五一号 第一四五五号

四六八号、第一四七六号、第一四七七号、第一四七八号、第一四八六号、第一四九七号、第一

四九八号、第一四九九号、第一五一一号、第一五二〇号、第一五六〇号、第一五六九号、第一

五七〇号、第一六一五号、第一六一六号、第一六四八号、第一六四九号、第一六六一号、第一六七一号、第一六七二号、第一六七三号、第一六七四号。

七〇六号、第一七〇七号、第一七三三号、第一四五号、第一七四六号、第一七八六号、第一

七八七号、第一七九四号、第一七九五号、第一
七九六号、第一八二五号、第一八二六号、第一

八九一號、第一八九二號、第一九七三號、第一九九三號、第一〇三三號、第二〇六四號、第二

一九六号、第二三〇一号、第三〇一号、第二三七号、第三三八号、第三三四号、第二

二八五号、第三三八六号、第三三八七号、第二三八号、第三三三号、第三三七七号、第二

三七八号、第三三八四号、第二四四八号、第二

四五五号、第二四五六号、第二四五七号、第二五八号、第二四五九号、第二四八九号、第二五六七号、第二五六八号、第二五六九号、第二五七〇号、第二八一七号、第二八一八号、第二六二号、第三三四六号、第三三四七号、第三五〇六号、第三五四二号、第三五四三号、第三五四四号、第三五六三号、第三六七六号、第三六七七号、第三六七八号、第三七八九号、第三七九〇号、第三九一〇号、第三九二四号、第三九四一号、第四〇一〇号、第四一〇八号、第四一〇九号、第四一四号、第四二八〇号、第四二八一号、第四三〇五号、第四三一七号、第四三三三号、第四三三四号、第四四五九号、第四六二四号、第四七三六号 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

第一三〇一号、第一三〇三号、第一三〇四号、
第一三〇五号、第一三〇六号、第一三三四号、
第一三六四号、第一三七六号、第一三七七号、
第一三七八号、第一三七九号、第一四四九号、
第一四六九号、第一四八七号、第一五〇一号、
第一五一五号、第一五七三号、第一六七八号、
第一九二九号、第三四八号、第二八八三号、
第三〇四五号、第三九二七号 腎疾患総合対策
の早期確立に関する請願

第一一九〇号、第一二九九号、第一六二二号、
第一六二三号 精神障害者に対する通院医療費
公費負担制度の維持に関する請願

第一二五二三号、第二五一四号、第一五八〇号、
第一六五三号、第六五四号、第一六五五号、
第一七九七号、第二九一三号、第二九五一号、
第一三〇六七号、第三〇六八号、第三二六七号、
第三三五九号、第三五七九号、第三五九三号、
第三六〇七号、第三六二二号、第三六三五号、
第三八七〇号、第三八八四号、第三八九八号、
第三九七九号、第三九三号、第四一二〇号、
第四六六六号、第四七五五号 障害者の雇用率
引上げ及び職域開発に関する請願

第一五一七号、第二五一八号、第一五八二号、
第一六五九号、第二六〇号、第二六六一号、
第二七九九号、第二九一五号、第二九五四号、
第二三〇七一号、第二三〇七二号、第二一六九号、
第二三三六号、第三五八一号、第三五九五号、
第二三六〇九号、第二三六二三号、第二六三六号、
第二三八七二号、第三八八六号、第三九〇〇号、
第二三九八一号、第三九九五号、第四一二二号、
第四六六八号、第四七五七号 脊髓神経治療の
研究開発促進に関する請願

第一五五一号、第二五五二号、第二五五三号、
第五五四号、第二五五五号、第二五六六号、
第五五七号、第二五五八号、第二五五九号、
第五六〇号、第二五六一号、第二五六二号、
第五六三号、第二五九二号、第二五九三号、
第五九四号、第二五九五号、第二五九六号、
第五九七号、第二五九八号、第二五九九号、
第六〇〇号、第二六〇一号、第二六〇二号、
第六〇三号、第二六〇四号、第二六〇九号、
第六一〇号、第二六一一号、第二六一二号、
第六一三号、第二六一四号、第二六一五号、
第六一六号、第二六一七号、第二六一八号、
第六一九号、第二六一〇号、第二六一二号、
第六一三号、第二六一三号、第二六一四号、
第六一五号、第二六一九号、第二六三〇号、
第六三二号、第二六三三号、第二六三三号、
第六三四号、第二六三五号、第二六三六号、
第六三七号、第二六三八号、第二七一八号、
第六三九号、第二七二〇号、第二七二一号、
第六七三号、第二七三三号、第二七三四号、
第六七五号、第二七五六号、第二七五七号、
第六七八号、第二七五九号、第二七三〇号、
第六七三二号、第二七四三号、第二七三四号、
第六七四五号、第二七四六号、第二七四七号、
第六七八号、第二七四五号、第二七五九号、
第六七五一号、第二七五二号、第二七五三号、
第六七五四号、第二七五五号、第二七五六号、
第六七五七号、第二七五八号、第二七五九号、
第六七六〇号、第二七六一号、第二七八四号、
第六七八五号、第二七八六号、第二七八七号、
第六七八八号、第二七八九号、第二七九〇号、
第六七九一号、第二七九二号、第二七九三号、
第六七九四号、第二七八三号、第二七八六号、
第六七八七号、第二七八八号、第二七八九号、
第六八〇〇号、第二八四一号、第二八四二号、
第六八四三号、第二八四四号、第二八四五号、
第六八四六号、第二八四七号、第二八四八号、
第六八四九号、第二八五〇号、第二八五一号、
第六八五二号、第二八五三号、第二八五四号、

七月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

第四四一二号 抗がん剤治療の改善に関する請願
第四八〇九号、第四八一二号、第四八一五号、
第四八一八号 食品衛生法の抜本的見直し等に
関する請願

- 一、受診抑制につながる医療制度改革反対に関する請願(第四四三六号)
- 一、高齢者の窓口負担の引上げ等医療費に対する国民負担の引上げ中止等に関する請願(第四四三七号)
- 一、建設労働者の雇用確保等に関する請願(第四四〇号)
- 一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第四四四四号)(第四四五五号)
- 一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願(第四四五六号)(第四四四七号)(第四四四八号)
- 一、医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願(第四四四九号)(第四四五〇号)

一、五〇号)(第四四五一号)
一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第四四五九号)
一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願(第四四六一号)
一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願(第四四六二号)
一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第四四六七号)
一、医療費に対する国民負担の大額引上げ中止等に関する請願(第四四六八号)
一、医療費に対する国民負担の大額引上げ中止等に関する請願(第四四六九号)
一、医療費に対する国民負担の大額引上げ反対等に関する請願(第四四七〇号)
一、介護保険制度の実施に伴う高齢者施設の建設促進等に関する請願(第四四七一号)
一、建設労働者の雇用確保等に関する請願(第四四七三号)
一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第四四八〇号)(第四四八一号)
一、最低保障年金制度の創設等に関する請願(第四四八一号)(第四四八三号)
一、医療費に対する国民負担の大額引上げ中止等に関する請願(第四四八四号)(第四四八五号)
一、医療費に対する国民負担の大額引上げ反対等に関する請願(第四四八六号)
一、患者本位の医療保険制度改革に関する請願(第四四八八号)
一、医療費に対する国民負担の一層の充実に関する請願(第四四八九号)
一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第四四九〇号)
一、医療費に対する国民負担の大額引上げ中止等に関する請願(第四四九一号)(第四四九二号)
一、国庫負担率の引上げによる医療保険制度の拡充に関する請願(第四四九四号)

三八二ノ一 中野正美外四千百四 十四名	請願者 横浜市戸塚区矢部町一、二一九 落合尚外二百三名	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一〇一〇号と同じである。
第四四四七号 平成十四年七月十二日受理 医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願	紹介議員 小池 晃君	紹介議員 畑野 君枝君
請願者 佐賀市光二ノハノ三一六 井上隆 外四千百四十四名	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇一〇号と同じである。
第四四四八号 平成十四年七月十二日受理 医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願	紹介議員 吉川 春子君	紹介議員 森山 裕君
請願者 長野県飯田市大瀬木九二〇ノ一 木下浩志外一千八百四名	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
紹介議員 吉川 春子君	紹介議員 井上 哲士君	紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四四四九号 平成十四年七月十二日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願	紹願者 長野県飯田市毛賀一五六六ノ三 多 田井清外一万二千九百六名	紹介議員 井上 哲士君
請願者 長野県飯田市毛賀一五六六ノ三 多 田井清外一万二千九百六名	この請願の趣旨は、第一〇一〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 哲士君	紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一〇一〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四四五〇号 平成十四年七月十二日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願	請願者 長野県飯田市育良町一ノ二二一ノ一 ○ 小池俊史外一万二千九百五名	紹介議員 藤井 俊男君
請願者 長野県飯田市育良町一ノ二二一ノ一 ○ 小池俊史外一万二千九百五名	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
紹介議員 小池 晃君	紹介議員 宮本 岳志君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一〇一〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇一〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
第四四五一号 平成十四年七月十二日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願	請願者 大阪府松原市天美東九ノ一五ノ三 一 矢野和子外一百九十四名	紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一〇一〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。
第四四五二号 平成十四年七月十二日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願	請願者 大阪府西淀川区姫島二ノ一六ノ二 ○ 立山とみ子外四十九名	紹介議員 宮本 岳志君
請願者 大阪府西淀川区姫島二ノ一六ノ二 ○ 立山とみ子外四十九名	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
紹介議員 宮本 岳志君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
第四四五三号 平成十四年七月十六日受理 建設労働者の雇用確保等に関する請願	請願者 岡山市富士見町一ノ一三ノ一〇 吉川徹外六千八百二十九名	紹介議員 小池 晃君
請願者 岡山市富士見町一ノ一三ノ一〇 吉川徹外六千八百二十九名	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
紹介議員 田名部匡省君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四四五四号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	請願者 下村泰司外三百五十二名	紹介議員 井上 美代君
請願者 下村泰司外三百五十二名	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 田名部匡省君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四四五五号 平成十四年七月十六日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願	請願者 大阪府松原市天美東九ノ一五ノ三 一 矢野和子外一百九十四名	紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一〇一〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。
紹介議員 宮本 岳志君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第八号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。
第四四五六号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	請願者 大阪府松原市天美東九ノ一五ノ三 一 矢野和子外一百九十四名	紹介議員 井上 美代君
請願者 大阪府松原市天美東九ノ一五ノ三 一 矢野和子外一百九十四名	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。
紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。
第四四五七号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	請願者 大阪府西淀川区姫島二ノ一六ノ二 ○ 立山とみ子外四十九名	紹介議員 宮本 岳志君
請願者 大阪府西淀川区姫島二ノ一六ノ二 ○ 立山とみ子外四十九名	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
紹介議員 宮本 岳志君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
第四四五八号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	請願者 岡山市富士見町一ノ一三ノ一〇 吉川徹外六千八百二十九名	紹介議員 小池 晃君
請願者 岡山市富士見町一ノ一三ノ一〇 吉川徹外六千八百二十九名	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
紹介議員 小池 晃君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
第四四五九号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	請願者 鹿児島市小野一ノ一ノ二F 瀬野浦祐矩	紹介議員 森山 裕君
請願者 鹿児島市小野一ノ一ノ二F 瀬野浦祐矩	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
紹介議員 森山 裕君	紹介議員 宮本 岳志君	紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第四四五九号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	請願者 大阪市淀川区十三東三ノ一一ノ一 七 藤原敏昭外二千三百六十三名	紹介議員 井上 美代君
請願者 大阪市淀川区十三東三ノ一一ノ一 七 藤原敏昭外二千三百六十三名	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 井上 美代君	紹介議員 宮本 岳志君	紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四四五七号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する請願	請願者 大阪府堺市丈六二七ノ一 山口 義弘外六百七十三名	紹介議員 宮本 岳志君
請願者 大阪府堺市丈六二七ノ一 山口 義弘外六百七十三名	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
紹介議員 宮本 岳志君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
第四四五七号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する請願	請願者 福岡市早良区早良七ノ二六〇一 西久美子外三千三百六十五名	紹介議員 井上 美代君
請願者 福岡市早良区早良七ノ二六〇一 西久美子外三千三百六十五名	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
紹介議員 井上 美代君	紹介議員 宮本 岳志君	紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
第四四五八号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	請願者 石川県金沢市上荒屋四ノ七五 岡春子外三千三百六十五名	紹介議員 小池 晃君
請願者 石川県金沢市上荒屋四ノ七五 岡春子外三千三百六十五名	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
紹介議員 小池 晃君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
第四四五九号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	請願者 岡山市富士見町一ノ一三ノ一〇 吉川徹外六千八百二十九名	紹介議員 井上 美代君
請願者 岡山市富士見町一ノ一三ノ一〇 吉川徹外六千八百二十九名	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
紹介議員 井上 美代君	紹介議員 宮本 岳志君	紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
第四四五九号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	請願者 青森県八戸市青葉三ノ一九ノ一四 下村泰司外三百五十二名	紹介議員 田名部匡省君
請願者 青森県八戸市青葉三ノ一九ノ一四 下村泰司外三百五十二名	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。
紹介議員 田名部匡省君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。
第四四五九号 平成十四年七月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	請願者 青森県八戸市鮫町小長根一五ノ五 浜浦郁子外四万九千八百四名	紹介議員 井上 美代君
請願者 青森県八戸市鮫町小長根一五ノ五 浜浦郁子外四万九千八百四名	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四五〇六号 平成十四年七月十七日受理	この請願の趣旨は、第一一〇九号と同じである。
請願者 愛知県一宮市奥町貴船前一九ノ一 福田由美外六百四十一名	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 八田ひろ子君	紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四五〇七号 平成十四年七月十七日受理	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
請願者 東京都田町小野路町一、七四四ノ四 勅使河原四郎外一千八百九十八名	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四五一二号 平成十四年七月十七日受理	医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願
請願者 富山県高岡市門口本江四九五ノ七 森英一外四千九百六十一名	医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願
紹介議員 谷林 正昭君	紹介議員 谷林 正昭君
この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
第四五二八号 平成十四年七月十八日受理	医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願
請願者 富山県滑川市中野一〇六 外四千九百九十九名	医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願
紹介議員 又市 征治君	紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
第四五〇八号 平成十四年七月十七日受理	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
請願者 千葉県松戸市仲井町二ノ二九 佐山美加外一千七百四十四名	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
紹介議員 池田 幹幸君	紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四五二三号 平成十四年七月十七日受理	高齢者の窓口負担の引上げ等医療費に対する国民負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼南町五ノ一三 五 山田隆弘外二万千名	高齢者の窓口負担の引上げ等医療費に対する国民負担の引上げ中止等に関する請願
紹介議員 平田 健二君	紹介議員 平田 健二君
この請願の趣旨は、第四三二一号と同じである。	この請願の趣旨は、第四三二一号と同じである。
第四五〇九号 平成十四年七月十七日受理	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
請願者 千葉県柏市みどり台一ノ五ノ一二 宮本延子外一千七百四十四名	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
紹介議員 小池 晃君	紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四五一七号 平成十四年七月十八日受理	医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 埼玉県三郷市早稲田五ノ一九ノ一 二 佐藤澄子外三千六百十九名	医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第四五三〇号 平成十四年七月十八日受理	最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 名古屋市昭和区鶴舞三ノ一六ノ一 二 佐藤澄子外三千六百十九名	最低保障年金制度の創設等に関する請願
紹介議員 小池 晃君	紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。
第四五三二号 平成十四年七月十八日受理	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
請願者 静岡県伊東市川奈一、二三一ノ二四五五号 平成十四年七月十八日受理	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
紹介議員 井上 哲士君	紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四五三六号 平成十四年七月十八日受理	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
請願者 静岡県富士宮市万野原新田二、九六二ノ六 生駒猛外八千五百五十五名	医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願
紹介議員 井上 美代君	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	第四五五一号 平成十四年七月十八日受理 医療費に対する国民負担の大福引上げ中止等に関する請願 請願者 静岡市谷田二〇ノ四七 望月悦子 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	第四五四二号 平成十四年七月十八日受理 医療費に対する国民負担の大福引上げ中止等に関する請願 請願者 静岡市谷田二〇ノ四七 和田みよ子外八千五百五十名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	第四五四三号 平成十四年七月十八日受理 医療費に対する国民負担の大福引上げ中止等に関する請願 請願者 静岡市谷田二〇ノ四七 和田みよ子外八千五百五十名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	第四五四四号 平成十四年七月十八日受理 医療費に対する国民負担の大福引上げ中止等に関する請願 請願者 静岡市谷田二〇ノ四七 和田みよ子外八千五百五十名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	第四五四五号 平成十四年七月十八日受理 医療費に対する国民負担の大福引上げ中止等に関する請願 請願者 静岡市谷田二〇ノ四七 和田みよ子外八千五百五十名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。	第四五四六号 平成十四年七月十八日受理 医療費に対する国民負担の大福引上げ中止等に関する請願 請願者 静岡市谷田二〇ノ四七 和田みよ子外八千五百五十名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第四五六六号 平成十四年七月十八日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区北烏山三ノ一三ノ

一四 小林誠外二百三十二名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君

健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

第四五七五号 平成十四年七月十八日受理

医療費等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 愛知県知多市大草見内山六四ノ六

森田悟外一千名

この請願の趣旨は、第二四四七号と同じである。

紹介議員 大塚 耕平君

健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

第四五五七号 平成十四年七月十八日受理

医療費等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 千葉県流山市江戸川台東四ノ七八

三名 戸井田慎也外六千三百三十

この請願の趣旨は、第二四四七号と同じである。

紹介議員 井上 美代君

高齢者の窓口負担の引上げ等医療費に対する国民負担の引上げ中止等に関する請願

第四五五九号 平成十四年七月十八日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 新潟県長岡市大積町一ノ六〇六ノ

七 高野幸平外五千七百四十五名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四三一一号と同じである。
医療費に対する国民負担の大額引上げ中止等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市東緑が丘二二ノ一一

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
医療費に対する国民負担の大額引上げ反対等に関する請願

亀卦川仁外一百三十九名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

請願者 大阪府和泉市のぞみ野一ノ四ノ一

九 藤田浩三外三百七十五名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

紹介議員 宮本 岳志君

医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願

第四五七一号 平成十四年七月十九日受理

医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 埼玉県戸田市川岸二ノ七ノ三〇

福田純外千百三十五名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 池口 修次君

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

第四五七二号 平成十四年七月十九日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願

請願者 北海道網走市潮見七ノ一四ノ五ノ

四 遠藤俊男外三百四十一名

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

第四五七三号 平成十四年七月十九日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 富山県婦負郡細入村猪谷八六四

川上厚外三千九百九十九名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 広野 ただし君

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

第四五七四号 平成十四年七月十九日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区西谷町一、一二五

五ノ一〇 毛利欣央外七百四十五

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 中村 敦夫君

健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

第四五七九号 平成十四年七月十九日受理

医療保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 三重県名張市すずらん台東三番町

七八 橋本博外千三百三十三名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 八田ひろ子君

医療費に対する国民負担の大幅増額等に関する請願

第四五九一号 平成十四年七月十九日受理

保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市出雲町二ノ八 山

口弘外七千二百八十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第四五七五号 平成十四年七月十九日受理

医療費に対する国民負担の大額引上げ反対等に関する請願

請願者 長野県茅野市玉川四、五八九一

三田温外一千九百一十七名

この請願の趣旨は、第二四四七号と同じである。

紹介議員 北澤 俊美君

医療費等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

第四五八〇号 平成十四年七月十九日受理

健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 長野県南安曇郡三郷村温二、一五
一ノ一 布山徹外三千九百六十六

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第二四四七号と同じである。

紹介議員 田順一外二百九十二名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 岩本 莊太君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 石川県金沢市御所町一ノ五六
神

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 田順一外二百九十二名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 嵐昌英外百三十一名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 兵庫県伊丹市西野六ノ一四三
森

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 住江憲勇外一千二十一名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 山邦夫外千九十七名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 住江憲勇外一千二十一名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 三重県名張市すずらん台東三番町

七八 橋本博外千三百三十三名

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第四五九二号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 東京都世田谷区上馬三ノ一六ノ六 田中彩織外七千二百九十三名 紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 大沢 辰美君	外七千二百八十九名
第四五九三号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 福岡県久留米市中央町二ノ一三 砂川太外七千二百八十九名 紹介議員 池田 幹幸君	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 紙 智子君	九名
第四五九四号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 小池 晃君	七五 小向乃夫重外七千二百八十六
第四五九五号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 名古屋市緑区六田一ノ二七五 加 藤定男外七千二百八十九名 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 東京都世田谷区千歳台五ノ二三ノ一〇 渡辺ミヤ外七千二百八十九名 名	平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 東京都世田谷区千歳台五ノ二三ノ九 松本京子外七千二百八十九名 紹介議員 畑野 君枝君
第四五六号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 一 益田博外七千二百八十九名 紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 鎌田美千代外七千二百八十九名 八田ひろ子君	平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 長崎市深堀町三ノ一〇六 森下紀 紹介議員 林 紀子君
第四五六一号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 東京都杉並区下高井戸五ノ四ノ四 三ノ一〇一 斎藤弥生外七千二百八十九名 紹介議員 緒方 靖天君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 吉川 春子君 二百三十六名 紹介議員 大江 康弘君	平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 和歌山市岩橋三二六 松橋利理外 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四五六二号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 長崎市昭和三ノ六ノ三 金沢明生 八十九名 紹介議員 緒方 靖天君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 笔坂 秀世君 三四 名	平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 東京都小金井市本町四ノ六ノ一ノ四三 武村宗仁外七千二百八十九名 紹介議員 大門美紀史君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。
第四五六三号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 茨城県つくば市松代二ノ九ノ二二 田中智枝外七千二百八十九名 紹介議員 緒方 靖天君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 宮本 岳志君 百八十九名	第四六〇一號 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 茨城県新治郡新治村大畑一、五一〇ノ一一八 鯉淵浩次外七千二百八十九名 八十九名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。
第四六〇二号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 東京都小金井市貫井北町一ノ二六 ノ二五 藤井孝外七千二百八十九名 紹介議員 大門美紀史君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 大江 康弘君 二百三十六名 紹介議員 大江 康弘君	第四六一一号 平成十四年七月十九日受理 医療費に対する国民負担の大引上げ中止等に関する請願 請願者 和歌山市岩橋三二六 松橋利理外 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四六〇三号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 上野雅照外七千二百八十九名 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 宮本 岳志君 百八十九名	第四六〇四号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 横浜市港北区仲手原一ノ三八ノ三 九 松本京子外七千二百八十九名 紹介議員 畑野 君枝君
第四六〇五号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 名古屋市港区港栄一ノ一ノ二二 鎌田美千代外七千二百八十九名 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 吉岡 吉典君 二七 伊加典子外七千二百八十九名 名	第四六〇六号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 茨城県新治郡新治村大畑一、五一〇ノ一一八 鯉淵浩次外七千二百八十九名 八十九名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。
第四六〇七号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 四三 武村宗仁外七千二百八十九名 紹介議員 笔坂 秀世君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 大江 康弘君 二百三十六名 紹介議員 大江 康弘君	第四六一一号 平成十四年七月十九日受理 医療費に対する国民負担の大引上げ中止等に関する請願 請願者 和歌山市岩橋三二六 松橋利理外 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四六〇八号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 一郎外七千二百八十九名 紹介議員 一郎外七千二百八十九名 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 大江 康弘君 二百三十六名 紹介議員 大江 康弘君	第四六一一号 平成十四年七月十九日受理 医療費に対する国民負担の大引上げ中止等に関する請願 請願者 和歌山市岩橋三二六 松橋利理外 この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
第四六〇九号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 七五 小向乃夫重外七千二百八十六 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	紹介議員 宮本 岳志君 百八十九名	第四六一一号 平成十四年七月十九日受理 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 桜井浩外七千二百八十九名 一 一七〇三〇一 森克浩外七千二百八十九名 紹介議員 富権 練三君 この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第四六一四号)	一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願(第四六九一号)
一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願(第四六二五号)	一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願(第四六二五号)
一、医療費に対する請願(第四六二六号)(第四六二七号)	一、医療費に対する請願(第四六二六号)(第四六二七号)
一、健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願(第四六二八号)(第四六二九号)(第四六三〇号)	一、健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願(第四六二八号)(第四六二九号)(第四六三〇号)
一、ウイルス肝炎総合対策の充実に関する請願(第四六三一号)	一、ウイルス肝炎総合対策の充実に関する請願(第四六三一号)
一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第四六三三号)	一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第四六三三号)
一、建設労働者の雇用確保等に関する請願(第四六三二号)	一、建設労働者の雇用確保等に関する請願(第四六三二号)
一、医療費に対する請願(第四六三七号)	一、医療費に対する請願(第四六三七号)
一、医療費に対する患者負担の大幅引上げ中止等に関する請願(第四六三八号)	一、医療費に対する患者負担の大幅引上げ中止等に関する請願(第四六三八号)
一、医療費に対する請願(第四六三九号)	一、医療費に対する請願(第四六三九号)
一、介護保険の緊急改善に関する請願(第四六四五号)(第四六四六号)	一、介護保険の緊急改善に関する請願(第四六四五号)(第四六四六号)
一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願(第四六四七号)(第四六四八号)	一、医療費に対する請願(第四六四七号)(第四六四八号)
一、医療費に対する請願(第四六四九号)(第四六四五号)(第四六五〇号)(第四六五一号)(第四六五一号)	一、医療費に対する請願(第四六四九号)(第四六四五号)(第四六五〇号)(第四六五一号)(第四六五一号)
一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第四六五二号)(第四六五四号)	一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第四六五二号)(第四六五四号)
一、国立病院及び国立療養所の充実強化に関する請願(第四六五五号)	一、国立病院及び国立療養所の充実強化に関する請願(第四六五五号)
一、安全で行き届いた看護の実現、医療事故対策のための第三機関設置等に関する請願(第四六五六号)(第四六五七号)	一、安全で行き届いた看護の実現、医療事故対策のための第三機関設置等に関する請願(第四六五六号)(第四六五七号)
一、医療費に対する請願(第四六六〇号)	一、医療費に対する請願(第四六六〇号)
一、看護制度の一本化等に関する請願(第四六五八号)(第四六五九号)	一、看護制度の一本化等に関する請願(第四六五八号)(第四六五九号)
一、医療費に対する請願(第四六六〇号)	一、医療費に対する請願(第四六六〇号)
一、国民皆保険制度の充実に関する請願(第四六九〇号)	一、国民皆保険制度の充実に関する請願(第四六九〇号)
一、第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願(第四六六一号)(第四六六三号)	一、第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願(第四六六一号)(第四六六三号)
一、労災被災者のより積極的な社会参加を実現するための労働者災害補償保険法改正に関する請願(第四六六四号)	一、労災被災者のより積極的な社会参加を実現するための労働者災害補償保険法改正に関する請願(第四六六四号)
一、建設労働者の雇用確保等に関する請願(第四六六五号)	一、建設労働者の雇用確保等に関する請願(第四六六五号)
一、重度障害者に対するケアハウス設置に関する請願(第四六六六号)	一、重度障害者に対するケアハウス設置に関する請願(第四六六六号)
一、脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第四六六八号)	一、脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第四六六八号)
一、介護保険制度における要介護認定基準の再検討等に関する請願(第四六六七号)	一、介護保険制度における要介護認定基準の再検討等に関する請願(第四六六七号)
一、脊髄損傷者に対する医療制度の改善に関する請願(第四六六九号)	一、脊髄損傷者に対する医療制度の改善に関する請願(第四六六九号)
一、重度障害者の障害基礎年金の増額等に関する請願(第四六七〇号)	一、重度障害者の障害基礎年金の増額等に関する請願(第四六七〇号)
一、無年金障害者等の救済に関する請願(第四六七一号)	一、無年金障害者等の救済に関する請願(第四六七一号)
一、重度障害者の障害基礎年金の増額等に関する請願(第四六七二号)	一、重度障害者の障害基礎年金の増額等に関する請願(第四六七二号)
一、医療費に対する請願(第四六七三号)(第四六七四号)	一、医療費に対する請願(第四六七三号)(第四六七四号)
一、人工呼吸器を必要とする脊髄損傷者に対する諸施策に関する請願(第四六七三号)	一、人工呼吸器を必要とする脊髄損傷者に対する諸施策に関する請願(第四六七三号)
一、ベンチレーター(人工呼吸器)使用者に対する諸施策に関する請願(第四六七四号)	一、ベンチレーター(人工呼吸器)使用者に対する諸施策に関する請願(第四六七四号)
一、重度障害者用意志伝達装置の支給対象者の拡大等に関する請願(第四六七五号)	一、重度障害者用意志伝達装置の支給対象者の拡大等に関する請願(第四六七五号)
一、介護保険制度の抜本的改善、介護職員の処遇の改善等に関する請願(第四六七九号)	一、介護保険制度の抜本的改善、介護職員の処遇の改善等に関する請願(第四六七九号)
一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第四六七八号)	一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第四六七八号)
一、高齢者の窓口負担の引上げ等医療費に対する国民負担の引上げ中止等に関する請願(第四七一八号)	一、高齢者の窓口負担の引上げ等医療費に対する国民負担の引上げ中止等に関する請願(第四七一八号)
一、患者本位の医療保険制度改革に関する請願(第四七一九号)	一、患者本位の医療保険制度改革に関する請願(第四七一九号)
一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第四七二〇号)	一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第四七二〇号)
一、建設労働者の雇用確保等に関する請願(第四七二五号)	一、建設労働者の雇用確保等に関する請願(第四七二五号)
一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第四七三〇号)(第四七三一号)	一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第四七三〇号)(第四七三一号)
一、介護保険の緊急改善に関する請願(第四七三三号)	一、介護保険の緊急改善に関する請願(第四七三三号)
一、介護保険、医疗保险及び年金制度の緊急な改善に関する請願(第四七三四号)(第四七三五号)	一、介護保険、医疗保险及び年金制度の緊急な改善に関する請願(第四七三四号)(第四七三五号)

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君
池田千枝子外九十九名
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第九八二号と同じである。

第四六四四号 平成十四年七月二十二日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 長野市西鶴賀町一、九三五ノ一一

半田充穂外六千二百一十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四六四五号 平成十四年七月二十二日受理
介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 埼玉県川口市栄町二ノ三ノ一三ノ

八〇一 高橋裕子外三千三百十二

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第四六四六号 平成十四年七月二十二日受理
介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 埼玉県川口市本町一ノ九ノ一六

岡本静子外三千三百十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第四六四七号 平成十四年七月二十二日受理
医療費に対する国民負担の大引上げ中止等に関する請願

請願者 北海道網走市駒場南六ノ三ノ一〇

猪足礼外三十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四六四八号 平成十四年七月二十二日受理
医療費に対する国民負担の大引上げ中止等に関する請願

請願者 新潟市向陽二ノ九ノ二 石井宏行

外四万八千八百四十九名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四六四九号 平成十四年七月二十二日受理
医療費に対する国民負担の大引上げ中止等に関する請願

請願者 北海道旭川市豊岡六条二ノ五ノ一

八 小平夕貴外四万千八百四十九

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四六五〇号 平成十四年七月二十二日受理
医療費に対する国民負担の大引上げ中止等に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町篠津五八三

ノ一九 堀越三男外二百七十九名

紹介議員 富樫 練二君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四六五一号 平成十四年七月二十二日受理
医療費に対する国民負担の大引上げ中止等に関する請願

請願者 埼玉県川口市本町一ノ九ノ一六

岡本静子外三千三百十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四六五二号 平成十四年七月二十二日受理
医療費に対する国民負担の大引上げ中止等に関する請願

請願者 北海道網走市駒場南六ノ三ノ一〇

猪足礼外三十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四六五三号 平成十四年七月二十二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 滋賀県大津市大江五ノ一九ノ一

代莊太郎外二十九名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四六五四号 平成十四年七月二十二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 滋賀県草津市西矢倉三ノ二四ノ一

二 富家真知子外二十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第四六五五号 平成十四年七月二十二日受理
国立病院及び国立療養所の充実強化に関する請願

請願者 札幌市西区山の手二条六ノ三ノ二

二 新保弘子外六十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第八〇七号と同じである。

第四六五六号 平成十四年七月二十二日受理
安全で行き届いた看護の実現、医療事故対策のための第三者機関設置等に関する請願

請願者 香川県綾歌郡国分寺町国分一、五

六七ノ一四 竹内秀子外二千五百

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第四六五七号 平成十四年七月二十二日受理
安全で行き届いた看護の実現、医療事故対策のための第三者機関設置等に関する請願

請願者 島根県松江市一の谷町三ノ九

住 六十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第四六六一号 平成十四年七月二十二日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 長野県松本市沢村一ノ七ノ一三

宮下利雄外千二百七十二名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。

第四六六二号 平成十四年七月二十二日受理
看護制度の一本化等に関する請願

請願者 新潟市松浜町二、三五〇ノ四 小

林克彦外千二百七十二名

この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四六六三号 平成十四年七月二十二日受理
第十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願

請願者 新潟市松浜町二、三五〇ノ四 小

林克彦外千二百七十二名

この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四六六四号 平成十四年七月二十二日受理
請願者 滋賀県甲賀郡水口町泉五六四 田

命に関する請願

請願者 新潟市松浜町二、三五〇ノ四 小

林克彦外千二百七十二名

この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四六六五号 平成十四年七月二十二日受理
請願者 滋賀県甲賀郡水口町泉五六四 田

命に関する請願

請願者 新潟市松浜町二、三五〇ノ四 小

林克彦外千二百七十二名

この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四六六六号 平成十四年七月二十二日受理
請願者 滋賀県甲賀郡水口町泉五六四 田

命に関する請願

請願者 新潟市松浜町二、三五〇ノ四 小

林克彦外千二百七十二名

この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四六六七号 平成十四年七月二十二日受理
請願者 滋賀県甲賀郡水口町泉五六四 田

命に関する請願

請願者 新潟市松浜町二、三五〇ノ四 小

林克彦外千二百七十二名

この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四六六八号 平成十四年七月二十二日受理
請願者 滋賀県甲賀郡水口町泉五六四 田

命に関する請願

請願者 新潟市松浜町二、三五〇ノ四 小

林克彦外千二百七十二名

この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

請願者 浅尾慶一郎君	横浜市神奈川区金港町五ノ三六 高橋太外三百八十八名	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 井上 哲士君	洋二外九百十名	医療費に対する国民負担の大引上げ中止等に関する請願
請願者 和歌山県海南市名高四一五 中川坂巻雄一外七百二十六名	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 富桜 練三君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。
請願者 埼玉県川口市木曾呂七七九ノ一四	国民皆保険制度の充実に関する請願	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 富桜 練三君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。
請願者 東京都目黒区中日黒四ノ一二ノ七	医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する請願	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 井上 美代君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
請願者 東京都目黒区中日黒四ノ一二ノ七	医療費に対する国民負担の大引上げ反対等に関する請願	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 井上 美代君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。
請願者 東京都目黒区中日黒四ノ一二ノ七	医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する請願	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 井上 美代君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
請願者 東京都府中市新町三ノ一六ノ三	医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する請願	この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。
紹介議員 岩佐 恵美君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。
紹介議員 福島 瑞穂君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。
紹介議員 福島 瑞穂君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
請願者 埼玉県海部郡佐織町町方新田南堤外八五ノ三 藤本誠一外三十七名	公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 八田ひろ子君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
請願者 愛知県海部郡佐織町町方新田南堤外八五ノ三 藤本誠一外三十七名	公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 小池 晃君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
請願者 和歌山県有田郡金屋町長谷川一〇炭原佐登子外五万五千七百名	医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 小池 晃君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
請願者 東京都八王子市上野町一〇九ノ一	公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員 福島 瑞穂君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第一一八九号と同じである。
請願者 埼玉県越市古谷上六、〇九三ノ七ノEノ一ノ一〇四 菊池重雄外八木隆範外十八名	公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願	この請願の趣旨は、第一一八九号と同じである。
紹介議員 福島 瑞穂君	平成十四年七月二十三日受理	この請願の趣旨は、第一一八九号と同じである。
請願者 埼玉県北葛飾郡鶯宮町鶯宮二ノ三	小規模通所授産施設制度における格差是正を始め	この請願の趣旨は、第一一八九号と同じである。

とする成人期障害者施策の拡充に関する請願

請願者 大阪府岸和田市西之内町五一ノ三
○ 山田英子外五千九百九十九名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第四七一七号 平成十四年七月二十三日受理
小規模通所授産施設制度における格差是正を始めとする成人期障害者施策の拡充に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市境橋町一〇ノ二一
植垣栄夫外五千九百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第四七一八号 平成十四年七月二十三日受理
高齢者の窓口負担の引上げ等医療費に対する国民負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 新潟県新津市栗宮一、三九〇 小林祐治外百三十名
紹介議員 大瀬 絹子君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第四七一九号 平成十四年七月二十三日受理
患者本位の医療保険制度改革に関する請願

請願者 さいたま市別所五ノ一〇ノ五ノ三
○ 三 山田加代子外二百八十名
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第四三二一号と同じである。

第四七二〇号 平成十四年七月二十三日受理
この請願の趣旨は、第四四八八号と同じである。

第四七二一号 平成十四年七月二十三日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都江戸川区西瑞江四ノ一四〇
六三ノ二〇一 滝沢弘外九千六十名
紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第四七二二号 平成十四年七月二十三日受理
小規模通所授産施設制度における格差是正を始めとする成人期障害者施策の拡充に関する請願

請願者 東京都調布市調布ヶ丘三ノ三九〇
一一ノ五一 三島悦子外九千九百九十九名
紹介議員 橋本 聖子君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第四七二三号 平成十四年七月二十三日受理
介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 德島市西新浜町一ノ三ノ五七
野修治外三千百四十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第四七二四号 平成十四年七月二十三日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の緊急な改善に関する請願

紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
第四七二五号 平成十四年七月二十三日受理
関する請願

建設労働者の雇用確保等に関する請願
請願者 東京都北区東十条五ノ一ノ九〇
○ 八百川杏外百十四名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第四七三〇号 平成十四年七月二十三日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願
請願者 神奈川県逗子市桜山三ノ一〇ノ八
田栗末太外二百七十八名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四七三一号 平成十四年七月二十三日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願
請願者 北海道苫小牧市川沿町六ノ一〇ノ一
一 工藤良一外千六百四十名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四七三二号 平成十四年七月二十三日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ三
三三社団法人日本あん摩マッサー
ジ指圧師会長 時任基清
紹介議員 橋本 聖子君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第四七三三号 平成十四年七月二十三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目
木村修久外千六百三十七名
紹介議員 橋本 聖子君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第四七三七号 平成十四年七月二十三日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願
請願者 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第四七五〇号 平成十四年七月二十三日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願
請願者 兵庫県宝塚市今里町一九ノ一〇
平井延尚外三万六千九百九十一名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第四七五一号 平成十四年七月二十四日受理
知多半島の飲料水源を木曽川の上流に戻すことに
関する請願
請願者 愛知県半田市岩滑中町四ノ四一
一ノ四ノ四〇三 稲垣大外百九十三名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第四七五二号 平成十四年七月二十四日受理
岐阜市などの市街地を通り、最下流でせき止められた長良川の水には生活排水や工場排水、農業などが混入している。そのため、アオコが浮き、ヘドロが堆積し、メタンガスが発生している上、アンモニア性窒素も極めて高い数値と
請願者 山中卓外五百九十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

請願者 奈良市学園大和町四ノ一〇二 青木理子外千六百四十二名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四七四五号 平成十四年七月二十三日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 奈良県生駒市緑ヶ丘一、二二三一
山中卓外五百九十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七五五号 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七五六年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七五七年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七五八年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七五九年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七六年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七七年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七八年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七九年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七六年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七七年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七八年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七九年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七六年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七七年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七八年 平成十四年七月二十三日受理
第三十期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 奈良県生駒市緑ヶ丘一、二二三一
山中卓外五百九十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七五年 平成十四年七月二十三日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七六年 平成十四年七月二十三日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七七年 平成十四年七月二十三日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七八年 平成十四年七月二十三日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七九年 平成十四年七月二十三日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七六年 平成十四年七月二十三日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七七年 平成十四年七月二十三日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七八年 平成十四年七月二十三日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

第四七九年 平成十四年七月二十三日受理
第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大島一ノ三三三
寺川和三外五千二百九十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四三七七号と同じである。

なっている。また、発がん性が指摘されているトーリハロメタンの発生も問題視されており、さらに、環境ホルモンの濃度も高く、住民は不安を募らせてている。長良川河口堰の水は水質基準を満たしていないとされているものの、生涯飲み続ける水のことでもあり問題は解消されたわけではない。しかも、工業・農業用水は、現在でもなお木曽川から導水されており、木曽川の水は余っているといわれるだけに、矛盾していると言わざるを得ない。

ついては、だれもが安心して上水を利用できるよう、次の事項について実現を図られたい。

第四七五二号 平成十四年七月二十四日受理
脊髄損傷者に対する医療制度改善に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七〇四
○一ノ一 鈴木竹雄

紹介議員 吉川 春子君

中枢神経に損傷を持つ脊髄損傷者は、急性期医療から症状固定後のアフターケア医療に至りますで、生涯医療を必要とするにもかかわらず、現行の医療制度は重度脊髄損傷者に混乱を引き起している。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、現在、我が国では一年間に約五千人の脊髄損傷者が発生し、その四分の三が四肢麻痺の頸髄損傷者であるといわれている。頸髄損傷者等への医療処置及び介護等には長期入院が不可欠で一般的の疾病と同様に扱うべきでないことから頸部損傷者が社会復帰するための入院期間を保障し、治療とりハビリテーションを完了させること。

二、医療制度の充実のため、レセプト・カルテ等の情報を積極的に開示すること。

三、医療保険制度の上に別途負担となる薬価制度を中止すること。

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第四七五八号 平成十四年七月二十四日受理
介護保険制度における要介護認定基準の再検討等に関する請願

請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七ノ四 ○一ノ二 鈴木竹雄

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第四七五九号 平成十四年七月二十四日受理
無年金障害者等の救済に関する請願

請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七ノ四 ○一ノ二 鈴木竹雄

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第四七六〇号 平成十四年七月二十四日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額等に関する請願

請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七ノ四 ○一ノ二 鈴木竹雄

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二五一五号と同じである。

第四七六一号 平成十四年七月二十四日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄損傷者に対する諸施策に関する請願

請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七ノ四 ○一ノ二 鈴木竹雄

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二七〇七号と同じである。
する請願

請願者 福岡県久留米市合川町一、八九八五号 平成十四年七月二十四日受理
医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願

紹介議員 大脇 雅子君
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二七〇七号と同じである。

		第四七六六号 平成十四年七月二十四日受理 医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願
請願者	福岡県久留米市高良内町一八ノ一 一 渡辺大介外六千二百四十九名	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。
紹介議員	大脇 雅子君	
請願者	埼玉県羽生市北三ノ二三ノ九 杉下光子外八十一名	
紹介議員	富樫 練三君	
	度重なる医療制度の改悪により、労働者については六年間で、高齢者については九年間でそれぞれ三倍の負担となっている。一方、平成十一年までの二十年間のうちに医療費に占める国庫負担割合は三十・一%から二十四・九%に引き下げられ、金額にして一兆三千億円が削減された。安心できる医療制度にするには、国庫負担割合を元に戻すとともに、高過ぎる薬価を歐米諸国並みに引き下げ、病気の予防や早期発見・治療を保障する体制をつくることである。	
	については、次の事項について実現を図られたい。	
第四七七五号	平成十四年七月二十四日受理 医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願	一、医療制度改革関連法案(「健康保険法等の一部を改正する法律案」・「健康増進法案」)の立法化を行わないこと。
請願者	札幌市白石区菊水元町二条一ノ八 ノ三六 白田充外十九名	この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四七七六号 平成十四年七月二十四日受理 医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都国立市北三ノ一ノ一〇二〇一 伊藤裕昭外二三百五十一名

紹介議員 小川 敏夫君 この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第四七七七号 平成十四年七月二十四日受理 患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革する」とに関する請願

請願者 岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志二、二六一ノ一伊佐治勝外二十三万三千六百九十九名

紹介議員 佐藤 泰介君 この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第四七七八号 平成十四年七月二十四日受理 中国帰国者の老後の生活保障に関する請願

請願者 東京都西東京市保谷町一ノ一〇一六 鈴木裕充外三百四十四名

紹介議員 山本 孝史君 この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第四七七九号 平成十四年七月二十四日受理 中国帰国者の老後の生活保障に関する請願

請願者 東京都府中市南町四ノ四〇一ノ一六ノ五〇七 長谷川伸子外二百九十六名

紹介議員 高橋 千秋君 この請願の趣旨は、第三三七八号と同じである。

第四七八〇号 平成十四年七月二十四日受理 健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 愛知県豊川市藏子六ノ一一ノ一五 大西正純外千四十名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。

第四七八一号 平成十四年七月二十四日受理 健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市上鶴間四六八ノ八 深沢英一外三百八十名

紹介議員 小川 敏夫君 この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。

第四七八二号 平成十四年七月二十四日受理 健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 三重県津市栄町三ノ二六九 山崎 次郎外五百十一名

紹介議員 高橋 千秋君 この請願の趣旨は、第二四四七号と同じである。

第四七八六号 平成十四年七月二十四日受理 保険による良い歯科医療の実現に関する請願

請願者 埼玉県川越市寺尾七〇二ノ二一 竹内里子外八十九名

紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。

第四七八六号 平成十四年七月二十四日受理 食品衛生法は我が国の食品行政の基礎となる法律であるが、食品安全を確保するという点においては極めて不十分であると言わざるを得ない。

請願者 埼玉県秩父市桜木町四九七 豊田 日出子外四名

紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。

第四七八六号 平成十四年七月二十四日受理 食品衛生法は我が国の食品行政の基礎となる法律であるが、食品安全を確保するという点においては極めて不十分であると言わざるを得ない。

請願者 埼玉県川越市寺尾七〇二ノ二一 竹内里子外八十九名

紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。

第四七八六号 平成十四年七月二十四日受理 歯科医療機関における患者の窓口負担が大幅に増えたため、医療を受ける際に一層費用の心配をしなければならなくなっている。これは、国が保険の適用される範囲を狭めるなど歯科医療を軽視してきた上に、医療保険に対する国の負担を減らすため患者の自己負担を増大するという度重なる医療保険制度の改悪を行ってきたためである。

請願者 東京都府中市南町四ノ四〇一ノ一六ノ五〇七 長谷川伸子外二百九十六名

紹介議員 高橋 千秋君 この請願の趣旨は、第三三七八号と同じである。

第四七八七号 平成十四年七月二十四日受理 健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 愛知県豊川市藏子六ノ一一ノ一五 大西正純外千四十名

紹介議員 八田ひろ子君

二、医療保険制度の連続改悪をやめ、当面、健本人及び老人の自己負担を元に戻すこと。

三、乳幼児(六歳未満)の医療費を無料化すること。

四、乳幼児から高齢者までの一貫した歯科保健予防体制を確立すること。

れていよい食品については流通及び販売を禁止すること。

六、化学物質や新技術を用いた食品・容器包装に対する不安や問題に対応した予防的な調査・研究の充実、検査体制の充実など、法制度の運用を強化すること。

安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願

請願者 千葉県市川市北方三ノ二三ノ二三島谷勲外十三名

紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第四七八九号 平成十四年七月二十四日受理 安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願

請願者 千葉県市川市高石神三一ノ一三荒井義雄外十三名

紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第四七八九号 平成十四年七月二十四日受理 安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願

請願者 千葉県市川市高石神三一ノ一三島谷勲外十三名

紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第四七八九号 平成十四年七月二十四日受理 安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願

請願者 大阪市西淀川区柏里三ノ一ノ二八ノ五二三 田中タカ外二十名

紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第四七八九号 平成十四年七月二十四日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 北九州市戸畠区菅原四ノ一ノ六四一 澤田洋典外八十四名

紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第四七八九号 平成十四年七月二十四日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 北九州市戸畠区菅原四ノ一ノ六四一 澤田洋典外八十四名

紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第四七九二号 平成十四年七月二十四日受理

国立病院及び国立療養所における看護師の増員等に関する請願

請願者 千葉県松戸市八ヶ崎二ノ一三ノ三四 入野智子外千七百七十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二三七五号と同じである。

第四七九三号 平成十四年七月二十四日受理

国立病院及び国立療養所における看護師の増員等に関する請願

請願者 島根県浜田市相生町四、一三〇 三島和人外千七百七十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三三七五号と同じである。

第四七九六号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市菱沼二ノ二ノ一 西岡 武夫君

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第四七九九号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 一生越武子外四千四百五十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第四八〇〇号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市天神二ノ二ノ三一 日高清人外千六十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四八〇一号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 埼玉県三郷市早稲田七ノ一三ノ一 杉本俊雄外千八十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四八〇二号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願

請願者 京都市右京区太秦石垣町一七ノ三 藤谷佳子外六千三十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四八〇三号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願

請願者 滋賀県大津市大江五ノ三五ノ一 柴田恭子外六千三十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四八〇四号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願

請願者 大阪府堺市御池台二ノ四ノ一〇四 藤田明子外五十一名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四八〇五号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市長瀬町一ノ七ノ七 田中アヤ子外六十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第四八〇六号 平成十四年七月二十四日受理

介護保険制度の実施に伴う高齢者施設の建設促進等に関する請願

請願者 奈良市学園朝日町一ノ〇ノ四〇一 伊藤真理外三十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三五七六号と同じである。

第四八〇七号 平成十四年七月二十四日受理

ウイルス肝炎総合対策の充実に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸一条一四〇三ノ一 一ノ四一六 滝沢憲弘外二千五百六十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七六二号と同じである。

第四八〇九号 平成十四年七月二十四日受理

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願

請願者 岩手県一関市滝沢字寺田下九四〇 一四 紺川美代子外千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

食の安全・安心は消費者にとって大きな願いであります。近年、人も発症するおそれのあるBSE（牛海绵状脑症）が我が国においても確認され、また、これに端を発するよう偽装表示が次々と発覚している。BSE問題においては、WHO（世界保健機構）から肉骨粉の使用禁止を勧告されていましたが、かわらず禁止しなかったという政府の失政が明らかになるとともに、食の安全に関する行政は複数の省庁にわたっているにもかかわらず相互の連携はなく責任の所在があいまいであることが判明した。さらに、違反に対する罰則が甘い上、チェックするための検査員が全国で百二十人しかいないなど、偽装しやすい背景があることも問題点として指摘されている。以前から食に関する問題は度々発生していたが、輸入食品が氾濫化し、流通規模も拡大した現代では一たび問題が発生すると更に大きな被害を及ぼすことが多く、病原性大腸菌O-157を始め大規模な食品問題がいつ発生してもおかしくない状況にある。このような食をめぐる問題に対応する法律の中心は食品安全法であり、同法は終戦直後の昭和二十年に制定されたものである。その後、何度も改定され

たものの、一部改定のみでは今後の問題の解決にはつながらない。今必要とされているのは、国民の健康を最優先し食の安全を確保するための包括的な法律や行政組織を整備することであり、地産地消運動などを通じて食の安全を次世代につなぐことである。ついては、次の事項について実現を図られたい。

1、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

2、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

3、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

4、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

5、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

6、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

7、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

8、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

9、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

10、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

11、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

12、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

13、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

14、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

15、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

16、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

17、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

18、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

19、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

20、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

21、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

22、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも、増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案
(衆)

一、食品衛生法の一部を改正する法律案
(衆)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置
法案

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置
置法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九
条)

第三章 財政上の措置等(第十条・第十二条)

第四章 民間団体の能力の活用等(第十三条—
第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながら
ホームレスとなることを余儀なくされた者が多
数存在し、健康で文化的な生活を送ることがで
きないでいるとともに、地域社会とのあつれき
が生じつある現状にかんがみ、ホームレスの
自立の支援、ホームレスとなることを防止する
ための生活上の支援等に関し、国等の果たすべ
き責務を明らかにするとともに、ホームレスの
人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を
得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホー
ムレスに関する問題の解決に資することを目的
とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都
市公園、河川、道路、駅舎その他の施設故な
く起居の場所とし、日常生活を営んでいる者を
いう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目
標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策
の目標は、次に掲げる事項とする。

一、自立の意思があるホームレスに対し、安定
した雇用の場の確保、職業能力の開発等によ
る就業の機会の確保、住宅への入居の支援等
による安定した居住の場所の確保並びに健康
診断、医療の提供等による保健及び医療の確
保に関する施策並びに生活に関する相談及び
指導を実施することにより、これらの者を自
立させること。

二、ホームレスとなることを余儀なくされるお
それのある者が多数存在する地域を中心とし
て行われる、これらの者に対する就業の機会
の確保、生活に関する相談及び指導の実施そ
の他の生活上の支援により、これらの者が
ホームレスとなることを防止すること。

三、前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一
時的な提供、日常生活の需要を満たすために
必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援
助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十
四号)による保護の実施、国民への啓発活動
等によるホームレスの人権の擁護、地域にお
ける生活環境の改善及び安全の確保等によ
り、ホームレスに関する問題の解決を図ること
と。

四、ホームレスの就業の機会の確保、安定した
居住の場所の確保、保健及び医療の確保並び
に生活に関する相談及び指導に関する事項

五、ホームレス自立支援事業(ホームレスに対
し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診
断、身元の確認並びに生活に関する相談及び
指導を行うとともに、就業の相談及びあっせ
ん等を行うことにより、その自立を支援する事
業をいう。)その他のホームレスの個々の事
情に対応したその自立を総合的に支援する事
業の実施に関する事項

六、ホームレスとなることを余儀なくされるお
それのある者が多数存在する地域を中心とし
て行われるこれらの者に対する生活上の支援
に関する事項

七、ホームレスに対し緊急に行うべき援助に
する事項、生活保護法による保護の実施に関
する事項、ホームレスの人権の擁護に関する
事項並びに地域における生活環境の改善及び
安全の確保に関する事項

八、ホームレスの自立の支援等を行つ民間団
体との連携に関する事項

九、前各号に掲げるもののほか、ホームレスの
自立の支援等を行つ民間団体

ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を
策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題につ
いて理解を深めるとともに、地域社会において、
国及び地方公共団体が実施する施策に協力する
こと等により、ホームレスの自立の支援等に努
めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十
四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレ
スの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本
方針」という。)を策定しなければならない。

九、基本方針は、次に掲げる事項について策定す
るものとする。

一、ホームレスの就業の機会の確保、安定した
居住の場所の確保、保健及び医療の確保並び
に生活に関する相談及び指導に関する事項

二、ホームレス自立支援事業(ホームレスに対
し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診
断、身元の確認並びに生活に関する相談及び
指導を行うとともに、就業の相談及びあっせ
ん等を行うことにより、その自立を支援する事
業をいう。)その他のホームレスの個々の事
情に対応したその自立を総合的に支援する事
業の実施に関する事項

三、ホームレスとなることを余儀なくされるお
それのある者が多数存在する地域を中心とし
て行われるこれらの者に対する生活上の支援
に関する事項

四、ホームレスに対し緊急に行うべき援助に
する事項、生活保護法による保護の実施に関
する事項、ホームレスの人権の擁護に関する
事項並びに地域における生活環境の改善及び
安全の確保に関する事項

五、ホームレスの自立の支援等を行つ民間団
体との連携に関する事項

六、前各号に掲げるもののほか、ホームレスの
自立の支援等を行つ民間団体

自立の支援等に関する基本的な事項
3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針
を策定しようとすると、総務大臣その他関
係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の
実情に応じた施策を実施するため必要があると
認められるときは、基本方針に即し、当該施策
を実施するための計画を策定しなければなら
い。

二、前項の計画を策定した都道府県の区域内の市
町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレ
スに関する問題の実情に応じた施策を実施する
ため必要があると認めるときは、基本方針及び
同項の計画に即し、当該施策を実施するための
計画を策定しなければならない。

三、都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計
画を策定するに当たっては、地域住民及びホー
ムレスの自立の支援等を行つ民間団体の意見を
聴くよう努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

第十一条 国は、ホームレスの自立の支援等に関す
る施策を推進するため、その区域内にホームレ
スが多数存在する地方公共団体及びホームレス
の自立の支援等を行う民間団体を支援するため
の財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう
に努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十二条 都市公園その他の公共の用に供する施
設を管理する者は、当該施設をホームレスが起
居の場所とすることによりその適正な利用が妨
げられているときは、ホームレスの自立の支援
等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規
定に基づき、当該施設の適正な利用を確保する
ために必要な措置をとるものとする。

第十三条 民間団体の能力の活用等

第十四条 民間団体の能力の活用等

自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとす

十六一第一一十五条の四十九)に、「第三十五条」を「第三十七条」に改める。

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの用立つ支援等に関する施策を実施するごとに、

自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホーリー・レスの実態に関する全国調査)

する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は公布の日から施行する（この法律の失効）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の

施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘査して検討が加えられ、その結果に基づいて

必要な措置が講ぜられるものとする。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に、

第四章の二 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会(第二十五条の六二第二十五条)

陶効務士会連合会(第二十五条の二 第二十五条の三)を「第四章の二 社会保険労務士法」

(第二十五條の六) 第二十五條の(二十五)
第四章の三 社会保険労務士会

び全国社会保険労務士会連合会（第二十五条の二）

第七部 厚生労働委員会会議録第一一二三号

第七部 厚生労働委員会会議録 第二十二号 平成十四年七月三十日

使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士を加える。

第二十五条の三の次に次の二条を加える。

(懲戒事由の通知等)

第二十五条の二十一、社会保険労務士会又は連合会は、社会保険労務士会の会員について、前一条に規定する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該会員の氏名及び事業所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

2 何人も、社会保険労務士について、前一条に規定する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

第二十五条の四第一項及び第二項中「前二条」を「第二十五条の二又は第二十五条の三」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(登録抹消の制限)

第二十五条の四の一 連合会は、社会保険労務士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第十四条の十第一項第一号の規定による当該社会保険労務士の登録の抹消をすることができない。

第二十五条の四の二 連合会は、社会保険労務士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第十四条の十第一項第一号の規定による当該社会保険労務士の登録の抹消をすることができない。

第二十五条の五の見出し中「懲戒処分」の下に「通知及び」を加え、同条中「その旨を」の下に「、その理由を付記した書面により当該社会保険労務士に通知するとともに」を加える。

第二十五条の二十七を第二十五条の四十七とし、同条の次に次の二条を加える。

(貸借対照表等)

第二十五条の四十八 連合会は、毎事業年度、収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録及び貸借対照表、収支計算書及び附属明細書並びに会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、

事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般的閲覧に供しなければならない。

第二十五条の二十一第四項中「第二十五条の二」と「第二十五条の二十一から第二十五条の二十二」を削り、同条を第二十五条の二十一第一項を「第二十五条の四十六」とし、第二十五条の二十一から第二十五条の二十二」を第二十五条の四十三第一項に改め、同条を第二十五条の四十とする。

第二十五条の十九を削る。

第二十五条の十八を第二十五条の三十八とし、同条の次に次の二条を加える。

(社会保険労務士会に関する規定の準用)

第二十五条の三十九 第二十五条の二十六第三項及び第四項、第二十五条の二十七第二項、第二十五条の三十一並びに第二十五条の三十二の規定は、連合会に準用する。

第二十五条の十六を第二十五条の三十六とする。

第二十五条の十五第一号中「第二十五条の七第一項第一号」を「から第五号の二まで、第六号及び第七号」を「第四号及び第五号から第七号まで」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条を第二十五条の三十七とし、同条の三十五とする。

第二十五条の二十一第一項第一号に、「から第五号の二まで、第六号及び第七号」を「第四号及び第五号から第七号まで」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条を第二十五条の三十七とし、同条の三十五とする。

第二十五条の八を第二十五条の二十九とする。

第二十五条の七第一項第一号の次に次の二号を加える。

二の二 会員の種別及びその権利義務に関する規定

第二十五条の七第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 支部に関する規定

第二十五条の七第一項第五号中「社会保険労務士」を「会員」に改め、同項第五号の二を削り、同条を第二十五条の二十七とし、同条の次に次の二条を加える。

(支部)

第二十五条の二十八 社会保険労務士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。

第二十五条の八第三項中「一に」を「いざれかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

第二十五条の八第三項中「一に」を「いざれかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

4 社会保険労務士法人は、社会保険労務士の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域に事務所を設け、又は社会保険労務士法人の各事務所を各所属社会保険労務士会の区域に移転したときは、社会保険労務士法人の事務所の新所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員となる。

然、社会保険労務士法人の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会の会員となる。

第二十五条の六 社会保険労務士は、この章の定めるところにより、社会保険労務士法人(第二条に規定する業務を組織的に行うこと)を目的として、社会保険労務士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。を設立することができる。

(設立)

第二十五条の六 第四章の二とし、第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 社会保険労務士法人

「会員の」に改め、同条第四項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削り、同条を第二十五条の二十六とする。

第二十五条の二とし、第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 社会保険労務士法人

い。定めるところにより、登記をしなければならぬ

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第

二者に対抗することができない。
(設立の手続)

第二二五条の一一社会保険労務士法人を設立するには、その社員になろうとする社会保険労務士が、共同して定款を定めなければならぬ。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第一百六十
七条の規定は、社会保険労務士法人の定款につ

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載して準用する。

一 用的 しなければならない。

二
名称

三 事務所の所在地
四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項 六 業務の執行に関する事項

（成立の時期） 第二十五条の十二　社会保険労務士法人は、その

主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出等)

第二十五条の十二 社会保険労務士法人は、成立したときは、成立の日から一週間以内に、登記

簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、
その主たる事務所の所在地の属する都道府県の

区域に設立されている社会保険労務士会(以下「主たる事務所の所在地の社会保険労務士会」と

（三）審査所の所長は、社会福祉審査会（以下「審査会」という。）を経由して、連合会に届け出なければならぬ。

2 連合会は、厚生労働省令で定めるところによ
らない

り、社会保険労務士法人の名簿を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(定款の変更)
第二十五条の十四　社会保険労務士法人は、定款

を変更したときは、変更の日から一週間以内

第七部 厚生労働委員会会議録第一二三号 平成十四年七月三十日 【参議院】

第七章

厚生労働委員会会議録第一二二号

平成十四年七月三十一

参院

に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(業務を執行する権限)

第二十五条の十五　社会保険労務士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(社員の常駐)

第二十五条の十六　社会保険労務士法人の事務所には、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員である社員を常駐させなければならない。

(特定の事件についての業務の制限)

第二十五条の十七　社会保険労務士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一　相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二　相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三　受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四　第二十二条各号に掲げる事件として社員の半数以上の者が業務を行つてはならないこととされる事件

(社員の競業の禁止)

第二十五条の十八　社会保険労務士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の社会保険労務士法人の社員となつてはならない。

(業務の執行方法)

第二十五条の十九　社会保険労務士法人は、社会保険労務士でない者に第一条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を行わせてはならぬ。

(社会保険労務士の義務等に関する規定の準用)

第二十五条の二十一　社会保険労務士法人の社員は、次は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一　社会保険労務士の登録の抹消

二　定款に定める理由の発生

三　総社員の同意

四　除名

(解散)

第二十五条の二十二　社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一　一定款に定める理由の発生

二　総社員の同意

三　他の社会保険労務士法人との合併

四　破産

五　解散を命じる裁判

六　第二十五条の二十四第一項の規定による解散の命令

2　社会保険労務士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が一人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3　社会保険労務士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(合併)

第二十五条の二十三　社会保険労務士法人は、総社員の同意があるときは、他の社会保険労務士法人と合併することができる。

2　合併は、合併後存続する社会保険労務士法人又は合併によつて設立した社会保険労務士法人

が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

社会保険労務士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併によって設立した社会保険労務士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(違法行為等についての処分)

第二十五条の二十四 厚生労働大臣は、社会保険労務士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その社会保険労務士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

第二十五条の三の二、第二十五条の四及び第二十五条の五の規定は、前項の処分について準用する。

第三 第一項の規定による処分の手続に付された社会保障労務士法人は、清算が結了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

第四 第一項の規定は、同項の規定により社会保険労務士法人を処分する場合において、当該社会保険労務士法人の社員又は使用人である社会保険労務士(以下この項において「社員等」といいう)につき第二十五条の二又は第二十五条の三に該当する事実があるときは、その社員等である社会保険労務士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。(民法の準用等)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成五年法律第六百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第二十五条の八第一項」

を「第二十五条の二十九第一項」に改める。

(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六を「第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六」に改める。

(経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第六条 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六を「第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六」に改める。

(食品衛生法の一部を改正する法律案)

第七条 第一条の規定により定められた規格

第六条 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六を「第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六」に改める。

(厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、

調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物が相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管

理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該

度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該

意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを告示をもつて禁止することができる。

（経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第六条 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六を「第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六」に改める。

(厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第七条 第一条の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

第七条 第一条の規定により定められた基準を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六を「第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六」に改める。

(厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第八条 第一条の規定により定められた基準

第八条 第一条の規定により定められた基準を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六を「第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六」に改める。

(厚生労働大臣は、前項の規定による処分をし

い、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害關係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該処分に係る特定の食品又は添加物に起因する食

品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の三 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、

第九条の二 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第十五条规定による検査の結果次に掲げる器具包装に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管

理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該

器具包装に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管

理の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該

第二十九条の二 中「及び第二十一条から第二十四条までの各条」を「第二十一条から第二十四条までの規定及び前条」に改め、同条を第二十九条の二の二とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条の二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、

この法律又はこの法律に基づく处分に違反した者

の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

第三十条第一項中「二十万円」を「三百万円」に改める。

第三十条第一項及び第三十条の三中「十万円」を「百万円」に改める。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第二十九条の二」を第二十九条の二の二に改め、同条中同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

第三十条の二第一項及び第三十条の三中「十万円」を「一百万円」に改める。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第二十九条の二」を第二十九条の二の二に改め、同条中同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

第三十一条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「三十万円」に改める。

第三十二条の二中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

平成十四年八月六日印刷

平成十四年八月七日発行

参議院事務局

印刷者

財務省印刷局

E